

端末流通法施行で不法な携帯電話販売補助金根絶を 目指す韓国

一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC) 情報通信研究部 主席研究員 三澤 かおり

概要

2014 年 10 月から、韓国では携帯電話の販売奨励金(補助金)規制を大幅に強化する、世界でも類例のない法律、端末流通法が施行された。法律施行直後は端末価格が大幅に値上がりするなどの混乱も見られたが、施行から 2 か月が経った現在、市場がようやく落ち着きを取り戻しつつあり、様々な変化が見えてきたところである。新制度の内容と導入後の変化に着目し、今後の展望について考えてみたい。

1. はじめに

近年、我が国では、iPhone 発売時や年度末に携帯キャリアのキャッシュバック競争が過熱化することが問題視された。韓国でも、携帯キャリアが端末販売時に消費者に出す補助金(販売奨励金)競争の熾烈化が、以前から問題視されてきた。これまで韓国政府は、補助金支給水準をガイドラインで定め、これを超える不法な補助金支給行為を取り締まってきたが、不法な補助金支給はイタチごっこ式で続けられた。

このような状況下で、2013 年に成立した朴槿恵政権は、不法な補助金支給は消費者差別 1だとして、補助金の透明化と不法補助金根絶に向けて規制を大幅強化するため、世界に類例のない新法を制定。こうして、2014 年 10 月 1 日から、「移動通信端末装置流通構造改善に関する法律(以下、端末流通法)」が施行された。同法の施行直後は大きな混乱が見られたが、施行から 2 か月が経った 2014 年 12 月現在、市場は幾分落ち着きを見せるようになった。新制度が果たして定着するかどうかは、まだ今後を見極める必要があるが、まず、新制度の主な内容と現時点で見られる変化に着目したい。

2. 厳しい制裁措置でもなくならなかった不法補助金

端末流通法施行以前は、2010年に政府(当時は放送通信委員会)が定めた補助金ガイドラインにより、端末補助金の上限は 27 万ウォン 2 と設定され、キャリアが規制対象であった。しかし、キャリア 3 社(SK テレコム、KT、LG U+)による、ガイドライン上限を超えた、いわゆ

¹ 消費者が同じ日に購入した同一機種の端末の販売価格が、地域や加入類型 (新規、機種変更)、年齢等により 大きな差があることは、消費者差別に相当するという考え方。

² 1 ウォン≒0. 11 円(2014 年 12 月 4 日現在レート)。発売から 20 か月を経過した端末は規制対象外。

る不法補助金支給が後を絶たず、3 社は何度も高額な罰金と営業停止措置(新規加入募集禁止措置)による制裁を受けてきた。現政権になってからはさらに取り締まりが強化され、特に、2014年3月から5月にかけて、3社は、それぞれ45日間というこれまでで最長の営業停止処分を受けている。近年では、LTEスマートフォンのマーケティング激化で補助金競争が熾烈化しており、罰金や営業停止処分があるにもかかわらず、規制の効果は薄かった。

3. 端末流通法の主な内容

不法な補助金競争を深刻な社会問題と捉えた政権が、補助金規制を徹底するために制定した端末流通法施行による制度上の主な変更点は次のとおり。

- (1)罰則の対象をキャリアだけでなく、端末メーカーと販売店にも拡大
- ②キャリアの端末補助金上限は、政府が市況を考慮して 25 万~35 万ウォンの範囲で決定 (現在は 30 万ウォン)。上限額は 6 か月ごとの見直しが可能
- 販売店の追加支援金は補助金上限の 15%まで(現在の実質的補助金上限はキャリアの 30 万ウォンと販売店追加支援金の合計で最大 34 万 5,000 ウォン)
- ③キャリアはホームページで、機種ごとの正確な補助金と販売価格情報を公示する義務(公示から1週間変更不可)
- ④補助金と紐づけた高額通信料金プランや付加価値サービスの強制的加入禁止
- ⑤キャリア以外の販売経路で補助金支給の無い端末を購入した利用者には、補助金に代わるインセンティブとして、通信料金の 12%割引提供を義務化

さらに、補助金の透明化を徹底するため、キャリアが出す補助金とメーカーが出す奨励金を 区分し、メーカーによる奨励金部分も販売時に公表する、「補助金分離公示制度」を導入する方 向で制度制定が進められてきたが、この制度はメーカーの猛反発により、法律の詳細を定める 告示制定の最終段階で見送りとなった。

4. 端末流通法施行後の変化

2014年10月からのキャリアの補助金上限は30万ウォンと定められたものの、法律施行直後の10月前半はキャリアが様子見状態で補助金をかなり低く抑えたため、全体的に端末販売価格が大幅に値上がりし、新規加入と番号ポータビリティ利用者が激減し、端末がさっぱり売れなくなった代理店が悲鳴を上げた。例えば、Galaxy S5の補助金は、法施行前は平均20万ウォンであったが、法施行直後に8万6,000ウォンに減少。法律を所管する省のトップが国会でも厳しい追及に遭い、法律の廃止を求める声が国会から上がるなど大きな混乱が見られた。しかし、政府と業界が事態鎮静化に向けて話し合いを進めた10月中旬以降は、キャリアが補助金を30万ウォンの限度内で引き上げ、11月には加入ペースも法施行前の水準に戻りつつあり、市

場がほぼ落ち着きを取り戻している。

法施行から2か月が経過した現在で見られる主な市場の変化は次のとおり。

- 一端末出庫価格の引き下げ
- 中低価格料金プラン加入者の増加
- -携帯電話加入時の付加価値サービス加入件数の減少
- ーキャリアが顧客サービス特典を競って拡大

補助金が以前より減った状態で端末価格を下げるには、補助金を上乗せする前段階のメーカー出庫価格引き下げが誘導される。法施行前は、端末補助金と高額通信料金プランや付加価値サービスの一定期間加入が紐づけられることが多かったが、このような商慣行が改善された結果、割安な料金プラン加入割合や中古端末の利用が増え、付加価値サービス加入件数は大幅に減った(図 1、図 2 参照)。

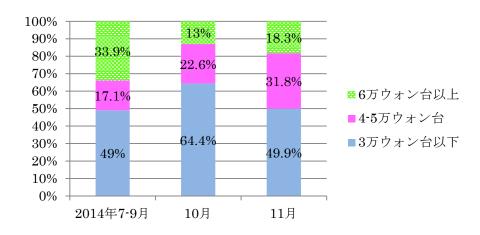
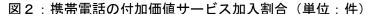
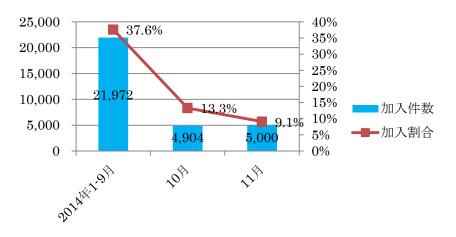


図1:料金プラン別加入者の割合





出所(図1及び2):未来創造科学部

さらに、補助金競争に頼れなくなった結果、キャリアが顧客特典を拡大するなど各種のサービス競争が活性化している。

5. 今後の展望

このような変化が見られるようになったため、現時点では、制度の廃止や即時改正を求める 声が小さくなった代わりに、しばらくは制度の定着状況を見極めようという趨勢になっている。 制度導入で、キャリアのマーケティング費用は抑えられる一方で、消費者にとっては最新機種 端末の価格が以前より割高になったため、果たして消費者の利益につながるのかと疑問視する 声も多い。また、番号ポータビリティ利用者が以前よりも減少したことで、キャリア間の競争 停滞の懸念など、新制度には課題も残っているため、現在も課題解決に向けて政府と業界の話 し合いが続けられている。

ともあれ、今後の最大の見どころは、端末流通法の効果で消費者差別的な補助金競争が本当に無くなるのかということである。これまでも、韓国では不法な補助金支給に罰金や営業停止という制裁措置をとってきたが、なし崩しの歴史が繰り返されている。端末流通法施行直後の2014年10月末に、キャリア3社からのiPhone6発売時点で早くも不法補助金支給が発覚し、キャリア3社と販売店に対する制裁措置が12月に決定されたところである3。

端末流通法施行から日が浅いため、現時点の変化をもって制度が定着したとはまだ判断できない。法制化による端末補助金規制強化は世界的にも類例が無く、大変興味深い実験台となるため、今後の推移を注意深く見守りたい。

³ 放送通信委員会は 2014 年 12 月、キャリア 3 社と担当役員の刑事告発と、キャリア各社に 8 億ウォンの課徴金、販売店 22 店に合計 3, 150 万ウォンの過怠料賦課を決定。